

茨城県立大子特別支援学校 中学部 部活動活動方針

1 部活動の基本的な考え方

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 中学部全教員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 部活動は、スポーツ部とレクリエーション部の二つとし、スポーツ部については、フライングディスク大会や茨城県障害者スポーツ大会競技会等の外部大会への参加に向けた練習を中心に行う。レクリエーション部については体づくり、卓球バレー、ボッチャ、テーブルゲーム等を行う。
- (4) 部活動希望者が1名でもいた場合は、部活動を存続し実施する。しかし年度によっては希望者がいない場合には休部とし、次年度に再度、希望者を募る。
- (5) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、スポーツやレクリエーション的活動に親しませる教育活動の一環として行われるもので、授業ではない。

2 部活動実施目的

- (1) 各種の活動をとおして、健康で明るい生活を送ることができるようにするとともに、将来の自立と社会参加を目指す素地とする。
- (2) 運動的活動やレクリエーション的活動をとおして、体力の維持と向上を目指し、豊かな心の育成と人間関係の幅を広げる。
- (3) 生涯にわたって運動やレクリエーション的活動を楽しむ習慣につなげる。

3 部活動の指導者

- (1) 中学部教員で行う。

4 部活動の期間及び休養日の設定

- (1) 在校生（2・3年生）については、4月から2月までとする。新入生（1年生）については、5月から2月までとする。
- (2) 学期中は第1・第3・第5金曜日とし、その他の日を休養日とする。但し、第1・第3・第5金曜日に行事等が重なる日については、振替日を設けて実施する。
- (3) 長期休業中は、長期休業中の活動の実施計画のもと活動する。長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 部活動の活動時間

- (1) 学期中は、15：00から15：50までとし、16：00には完全下校とする。長期休業中は、8：50に集合。9：00から9：50までとし、10：00には完全下校とする。活動時間は1時間程度とし、原則として休業日には行わないこととする。

6 部活動の朝の活動

- (1) 原則として、朝の運動は行わない。

7 入部及び転部・休部

- (1) 本校中学部の生徒は、部活動に入部することができる。次の条件を満たす生徒は、部活動入部希望書を学級担任に提出する。
 - ①自力通学ができること。または、保護者又は放課後等デイサービス業者の送迎ができること。
 - ②周囲と協調し、安全な活動ができること。
 - ③一定のルールや決まりが理解でき、主体的に活動ができること。
- (2) 年度の切り替えて転部をすることはできるが、年度途中での転部は原則として認めない。
- (3) 医師の診断や指示等による健康上の配慮が必要な時や、やむを得ない事情がある場合には休部又は退部することができる。
- (4) 部活動は、1年毎に更新する。

8 経費

- (1) 部活動費として定期的な徴収はしない。
- (2) 大会に参加する場合等は、必要に応じて参加費や交通費等は自己負担とする。

9 活動中の怪我等について

- (1) 部活動中（大会参加も含む）の事故や怪我等が発生した場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付及びJIC（加入生徒のみ）の各種傷害保険で対応する。
- (2) 体調が悪い場合には、参加は控えるようにする。また、登校後体調が思わしくない場合には、当日の参加について電話等で担任が保護者と相談する。

10 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、部活動の一環として参加する大会や地域からの要請による地域行事・催し等を把握し、生徒や部活動担当者の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- (2) 特体連スポーツ競技会（特スポ）は、部活参加でなく部の行事として捉える。

11 熱中症の対応について

- (1) 暑さ指数（WBGT）を校内数ヵ所で測定し、気温・湿度などの環境条件に配慮し、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数が31℃以上の場合は、屋外の活動を行わない。
- (2) 実施可能の際にも、生徒の健康管理を第一に考え、参加生徒の健康観察を実施し、こまめに水分補給をし、休憩を取る等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、管理職に報告し、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。